

【届出前の確認シート】

「喫煙可能室設置施設の届出書」

を提出する飲食店の皆さまへ

※提出前に、必ず確認してください。

喫煙可能室は、既存特定飲食提供施設の次の3つの要件をすべて満たす小規模な飲食店のみが「経過措置」として設置できる喫煙室です。下記要件に該当するかを確認し したうえで、届出書を記載してください。

【既存特定飲食提供施設3つの要件】

令和2年4月1日時点で客に飲食をさせる営業が行われている施設であること

(営業許可日が令和2年3月31日より前の日付のお店が対象です)

客席部分の面積が100㎡以下であること

(「客席」とは客に飲食をさせるために客に利用させる場所を言い、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指すもの)

(あなたのお店の客席面積： ㎡)

個人または中小企業(資本金または出資金の総額が5,000万円以下)が経営していること

ただし、次の場合は除きます。(詳細は厚生労働省HPをご確認ください)

- ①一の大規模会社が発行済株式または出資の総数、総額の2分の1以上を有する会社
- ②大規模会社が発行済株式または出資の総数、総額の3分の2以上を有する会社

喫煙場所の設置形態 (どちらかに○を付けてください)	店内に喫煙可能室を設置 (喫煙可能室以外は禁煙)	・ 店内全部で喫煙可能 (喫煙可能店)
-------------------------------	-----------------------------	------------------------

下記書類で確認し、保存してください

- ①床面積に係る資料(客席部分の面積がわかるもの：店舗図面)
- ②資本金額・出資総額に係る書類：資本金額や出資金額が記載された登記、賃借対照表、決算書、企業パンフレット等

「届出書」は下記まで郵送願います。

〒520-8577

滋賀県大津市京町4-1-1

滋賀県健康しが推進課

「喫煙可能室設置施設届出書受付」 宛

【お問い合わせ】

滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課

TEL 077-528-3668